

令和3年2月25日

川口市立小中学校保護者 様

川口市教育委員会
川口市立学校長会
川口市生徒指導委員会

川口市立学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

日頃より、本市教育活動にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和2年7月に文部科学省より「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知を受け、「川口市立学校における携帯電話使用の指導方針」を改定いたしました。詳細は別添（保護者用）「川口市立学校における携帯電話使用の指導方針（改定）」の通りとなりますので、内容をご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話の校内持込みについて申請を希望される場合は、学校にご相談ください。申請には一定の条件があることから、申請理由を含め、条件が満たされない場合は申請が認められない場合がございますので、予めご了承ください。

川口市立学校における携帯電話使用の指導方針（改定）

川口市教育委員会
川口市立学校長会
川口市生徒指導委員会

＜旧＞ 「川口市立学校における携帯電話使用の指導方針」（平成２１年２月２５日 施行）

【川口市立小・中学校における携帯電話使用の指導方針】

- １ 小・中学校においては、校内への携帯電話の持込みを禁止する。

【川口市立高等学校における携帯電話使用の指導方針】

- １ 高等学校においては、校内での生徒による携帯電話の使用を禁止とし、持込み禁止も含めて、学校及び地域の実態を踏まえて学校長の判断のもと適切に指導する。

＜新＞ 「川口市立学校における携帯電話使用の指導方針」（令和３年４月１日 施行）

１ 取扱いについて

以下のとおり川口市での取扱いを規定いたします。

原則持込み禁止（小中共通）

- 【理由】 ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであること
② ①のことから学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること
③ 川口市は指定学区制であり、遠距離通学とはいえないこと

【小学校】

＜追加＞

ただし、以下の場合は「申請書」を提出した上で、学校長の判断で持込みを認めることができる。

- １ 個別の状況に応じた※やむを得ない場合

【中学校】

＜追加＞

ただし、以下の場合は「申請書」を提出した上で、学校長の判断で持込みを認めることができる。

- １ 個別の状況に応じた※やむを得ない場合
２ 公共交通機関を利用している生徒で、災害時等の緊急連絡手段として活用することが必要な場合

【高等学校】

高等学校においては、学校及び地域の実態を踏まえて学校長の判断のもと適切に指導する。

※校長が許可できると認める特別な事由

- 附属中学校は市内全域からの登校のため、川口市立高等学校附属中学校規定に準ずる。
○本人の位置情報を確認することのみでの申請は認めない。

2 携帯電話について（参考：有識者会議概要）

・フィーチャーフォン（いわゆる「ガラケー」） ・子供向け携帯電話（基本的な通話、メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）			○
・スマートフォン			
・スマートウォッチ等、携帯電話との接続型時計			×
・携帯ゲーム機	×	・携帯音楽プレーヤー	×
・タブレット型端末	×	・その他通話目的以外の機器	×

3 規定(一定の条件)について

【児童生徒・保護者】

- ①学校が提示した事項を理解し、「申請書」を学校長に提出した後、許可が下りた場合に限り、学校長の判断で校内への持込みができる。
- ②持込みについては災害時などの緊急連絡手段として使用することを理解し、保護者の責任の下とする。
- ③校内での使用は禁止とする。
- ④原則として、登校後は速やかに学校へ預け、下校時に返却とする。
※災害時等の緊急事態発生時は、児童生徒の安全確保および誘導等優先の観点から、返却ができない場合もあることを理解する。
- ⑤休業日の部活動（競技会等）や校外学習等、学校管理下の活動時も同様とする。
- ⑥災害時等の緊急連絡手段として使用しない限り、登下校時はマナーモードに設定し、使用はしない。
- ⑦学校管理下内において、保護者等は災害時の緊急連絡手段として使用すること以外で、児童生徒の携帯に家庭内の連絡等を行うことを禁止とする。
※通常時に(児童)生徒と連絡を取る場合は、学校に直接連絡する。
- ⑧(児童)生徒が持込む携帯電話には、保護者の責任の下で適切にフィルタリングが必ず設定されているものとする。
- ⑨紛失や破損等のトラブルが発生した場合の責任は、児童生徒本人・保護者とする。
※教育委員会および学校は、原則、端末（データ含む）の補償はできない。
- ⑩携帯電話使用においての危険性や正しい使い方に関する指導を家庭で行うとともに、保護者は定期的に児童生徒の使用状況の確認を行う。
- ⑪違反（SNS などのモラル違反含む）が生じた場合は「申請書」を無効とし、学校長の判断で持込みを禁止とする。

4 携帯電話を使用した「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

保護者は「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年度法律 71 号）第 9 条（保護者の責務等）から、保護者の責任の下、当該(児童)生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めること。特に携帯電話を用いたインターネットへの依存度が高くなる懸念があることから、利用方法を含めた管理を徹底すること。

5 LINE 等アプリの活用について

LINE アプリの利用規約には、推奨年齢が 12 歳以上となっており、「お客様が未成年者である場合は、親権者等の法定代理人の同意を得たうえで本サービスを利用してください。」と記載されていることから、原則、小学生の利用は禁止とする。

また、中学生においても、利用する際には保護者の同意を得て、保護者の責任の下で利用すること。特にグループを活用しての連絡手段においても同様とする。

その他アプリの利用についても、児童生徒および保護者が利用規約を理解し、遵守すること。